議案第53号

富士見市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について 富士見市国民健康保険条例(昭和34年条例第1号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年5月29日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提案理由

国民健康保険法の一部改正に伴い、富士見市国民健康保険条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市国民健康保険条例の一部を改正する条例

富士見市国民健康保険条例(昭和34年条例第1号)の一部を次のように改正する。 目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議 会」を「富士見市国民健康保険運営協議会」に改める。

「第1章 この市が行う国民健康保険」を「第1章 この市が行う国民健康保険の 事務」に改める。

第1条(見出しを含む。)中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

「第2章 国民健康保険運営協議会」を「第2章 富士見市国民健康保険運営協議会」に改める。

第2条の見出しを「(富士見市国民健康保険運営協議会の委員の定数)」に改め、 同条中「国民健康保険運営協議会(以下」を「富士見市国民健康保険運営協議会(国 民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条第2項に 規定する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。次条において」に 改める。

第8条第1項中「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」を「法」に改める。

第14条及び第15条中「国民健康保険法」を「法」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。